

「オンライン機械追跡システムによる 機械への特典利用方法についての投資 奨励委員会事務局告示第ポー2/2554号」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

●オンライン機械追跡システムによる機械への特典利用方法についての投資奨励委員会事務局告示第ポー2/2554号

前文省略

1、本告示はオンラインでの機械追跡（エレクトロニック・マシーン・トラッキング [eMTオンライン] システムによる、仏暦二五二〇年投資奨励法令の第二八条及び第二九条に基づく機械への特典利用申請者に適用する。

2、本告示に基づき定められていないインターネット・ネットワークを通じた機械への特典申請及び利用に係るその他の実施手続きは、電子取引法に従っているものとみなす。

3、本告示において、

3・1、「サービス提供者」とは投資奨励委員会（BOI）事務局を意味する。

3・2、「サービス利用者」とは投資奨励申請者及び投資奨励取得者を意味する。

3・3、「機械の特典利用申請」とは、サービス提供者がインターネット・ネットワークを通じた報告及びデータ提出を定めた、機械への特典利用申請方式を意味する。

3・4、「システム」とはインターネット・ネットワークのみを通じた電子方式による機械への特典利用システムを意味する。

3・5、「ユーザーネーム」とは、システム利用のために自己を証明するコードを意味する。

3・6、「パスワード」とは、各ユーザーネームのシステムへのアクセスのための自己確認で使用されるコードを意味する。

3・7、「ピンコード」とは、各ユーザーネームのシステム内での何らかの行為を確認する際に使用されるコードを意味する。

第一章

オンライン機械追跡システムによる機械への特典利用

4、オンライン機械追跡システムによる機械に対する特典利用の申請

4・1、ここに定める原則と実践方法はオンライン機械追跡システムのみによる機械への特典利用申請のデータのやり取りに適用する。

4・2、インターネット・ネットワークを通じた機械への特典利用申請を望むサービス利用者は、本告示に基づくオンライン機械追跡システムによって機械への特典利用申請に係るデータをやり取りしなければならない。

4・3、第二八条または第二九条に基づく機械への特典利用を望むサービス利用者は、サービス提供者またはサービス提供者が委託した作業ユニットにより用意されたオンライン機械追跡システムによる機械への特典利用申請で、実践方法の研修を受けなければならない。

ない。

4・4、研修を修了したサービス利用者は、オンライン機械追跡システムによる機械への特典利用を申請するにあたって使用するユーザーネーム、パスワード及びピンコードを受け取る。サービス利用者は、サービス提供者が定めたところに基づくユーザーネーム、パスワード及びピンコードを使ってオンライン機械追跡システムによる機械への特典利用申請システムにログインしなければならない。

4・5、サービス提供者は以下のようにオンライン機械追跡システムによる機械への特典利用申請に対し手続きを取る。

4・5・1、オンライン機械追跡システムによる機械への特典利用申請受理システムの整然かつ効率的なアクセス、統御、監督、管理ができるようにするため、サービス利用者に対しユーザーネーム、パスワード及びピンコードを定める。

4・5・2、法律により原本どおりの状態で内容を提出または保管することを定めている場合、以下の原則に基づき電子方式で提出または保管すれば、法律に基づき原本の提出または保管があったものとみなす。

(一) 電子データの内容の作成から終了まで内容の正しさを保っている信じられる方法を使用した。かつ

(二) その内容を事後も示すことができる。

(一) に基づく内容の正しさは内容の十全性及び変更のないことを考慮する。ただしその内容の正しさに影響しない保証、もしくは追加記録、または通信、保管、内容表示において通常発生する何らかの変更はその限りではない。

(一) に基づく内容の正しさを保つ方法の信頼性の判定においては全ての関係する状況とともにその内容の作成目的を分析する。

4・5・3、第4・5・2項の規定下に、法律が書類または内容の保管を定めている場合、以下の原則に基づき電子データの形で保管すれば、法律が求めるところに従い書類または内容を保管したものとみなす。

(一) その電子データが内容の変更なしにアクセス可能で再利用できる。

(二) その電子データ作成時の形態で保管され、送付または受取りにあたって正しい内容表示の形態でなされた、かつ

(三) 電子データの出所、最初と最後が示された部分の内容が保管され、かつ当該内容の送付または受け取り日時が示されている。

4・5・4、サービス提供者は、サービス提供者が定めた原則に従い、第4・7項に基づく機械への特典利用申請を審査する。

4・6、サービス利用者がシステムにログインした場合、自己のデータの正しさ、事実性に責任を有し、他者がサービス利用者の承諾を得ずに、サービス利用者のユーザーネーム、パスワード、及びピンコードを使ってシステムにアクセスした場合、サービス提供者の過失により生じたのでなければ、サービス提供者は何らかの損害に対し責任を負わない。

4・7、機械への特典利用申請書の提出において、申請を望むサービス利用者は、サービス提供者の定めた方法に従ってウェブサイト上で関係する証拠書類とともにデータを通知する。

4・8、特典利用のための証拠について、サービス利用者はそのデータの正しさをコンファームし、サービス提供者が証拠及び公務上の資産として保管することに同意しなければならない。

4・9、サービス利用者がそのデータの正しさを調べた上で、サービス提供者にそのデータを送付した時、そのデータは十全性を有するものとみなし、サービス提供者から許可を得た場合を除き変更できない。

4・10、電子データのやりとりの安全性維持に資するため、サービス利用者はユーザーネーム、パスワード及びピンコードの秘匿保持担当者の管理策を有していなければならない。ここにユーザーネーム、パスワード及びピンコードの所有者ではない者が自己のユーザーネーム、パスワード及びピンコードを使用できるようにする、または機会を開くことになる何らかの許可、行為をしてはならない。

4・11、サービス利用者が受け取ったユーザーネーム、パスワード及びピンコードは、サービス利用者とサービス提供者間の機密とみなし、責任者はユーザーネーム、パスワード及びピンコードの使用に係る管理、監督をする義務を有し、他者がユーザーネーム、パスワード及びピンコードを使用することに対し注意、防止する。他者がユーザーネーム、パスワード及びピンコードを使用し、サービス提供者が損害を被る事由となった場合、サービス利用者の責任とみなす。

4・12、サービス利用者は以下の事態が生じた時、直ちにサービス提供者に知らせなければならない。

4・12・1、サービス利用者が電子データを送付するために使用するユーザーネーム、パスワード及びピンコードが紛失、損壊した、またはそのユーザーネーム、パスワード及びピンコードの所有者ではない者によって改変、漏洩、密かに使用されたことを知った時。

4・12・2、ユーザーネーム、パスワード及びピンコードの所有者ではない者によって電子データを送付するために使用されるそのユーザーネーム、パスワード及びピンコードが紛失、損壊、改変、漏洩、密かに使用されるリスクが高まっていることを知った時。

サービス利用者は、サービス提供者に第一段に基づく事態を通知する前に、サービス提供者が受けた電子データにおける拘束義務を否定するため、第一段に基づく事態を理由とすることはできない。

本項に基づく通知は文面によってこれをなす。ただし緊急の場合、ファクシミリによって報告し、翌業務日に文面をサービス提供者に送付することもできる。

第一段に基づく報告を受けた時、サービス提供者は直ちにサービス利用者に交付したものを取り消し、その場合、当該サービス利用者が第4・7項に従って新たに申請し直す。

4・13、サービス提供者が電子データまたは同様の形で返答を得た時、サービス利用

者は電子データを受け取ったものとみなす。

第一段に基づくサービス利用者の返答通知は、送付された電子データの内容の十全性の保証、または検査済みであるとはみなさない。

4・14、以下の場合、サービス提供者は、サービス提供者に送付された電子データの受取りを拒否する権利を有する。

4・14・1、送付された電子データが送付後に改変、増補または変更されたこと、または送付された電子データに使われたユーザーネーム、パスワード及びピンコードに異常があることがテクニカルデータから明らか時。

4・14・2、受け取った電子データが、電子データ送付時に適用されている利用マニュアルに示されたテクニカル規定に従っていないことがわかった時。

サービス提供者が電子データの消去を拒否した場合、サービス提供者は直ちにサービス利用者に電子データまたは同様の形態で通知する。

4・15、電子データの送付、受取りにおいては以下のようにみなす。

4・15・1、サービス利用者の担当者がデータを送った時にネットワーク・コンピュータに明らかにされたところに基づく時間を送付時間とみなし、サービス提供者がデータを受け取った時にネットワーク・コンピュータに明らかにされたところに基づく時間を受取り時間とみなす。

4・15・2、サービス利用者、データ送付者の本店業務地をデータ送付地とみなし、サービス提供者の業務地をデータ受取り地とみなす。

4・16、第4・15項の規定下に、サービス提供者が正しく十全な電子データを受け取った公務日及び時間をサービス利用者が機械への特典利用を申請した日とみなす。

書類提出、または投資奨励法に基づくサービス提供者への何らかの手続き、もしくは当該法律に基づくサービス提供者による何らかの実施のための公務時間は、サービス提供者のコンピュータシステムへの電子データの形での行為については公休日なしの24時間とする。

4・17、システムの異常もしくは瑕疵、またはサービス提供者が法律に基づく責にじられない状況による不可抗力がある、もしくはサービス提供者がサービス提供できない事由がある場合、サービス提供者はサービス利用者に生じた損害の責任を負わない。

4・18、サービス利用者がサービス提供者の定めた原則と違った詳細を提出した場合、サービス提供者は機械への特典利用申請を審査しない権利を保持する。

4・19、サービス提供者のインターネットシステムを通じたデータ送付、受取りを中止しなければならない障害が生じた場合、またはサービス提供者がインターネットシステムを通じたデータ送付ができない何らかの事由がある場合、サービス利用者はサービス提供者が定めた書式に従い文面でデータを提出しなければならない。

4・20、電子データの形でサービス提供者にデータ送付を望むサービス利用者は、本告示末尾に添付した書式に基づく電子データ送付において、オンライン機械追跡での権利

行使の合意に署名し、証拠としてサービス提供者に引き渡す。

第一章

コンピュータに障害がある場合のオンライン機械追跡システムによる機械への特典利用

5、サービス提供者または委託業者のコンピュータシステムに障害があり、機械輸入税の減免特典利用におけるサービス提供ができず、サービス提供者がコンピュータシステムに代わって一時的に書類システムを使用を告知した場合、サービス利用者は以下の作業システムにおける書類システムを通じて特典を利用できる。

5・1、サービス提供者または委託業者のコンピュータシステムの障害とは、コンピュータシステムが全システムにおいて作動しない場合のシステム障害を意味する。

5・2、コンピュータシステム障害時の機械の搬出許可申請とは、コンピュータシステムがそのシステムにおいて作動しない場合の搬出許可システムの障害を意味する。

許可を得たリストに基づく輸入機械の輸入税減免の許可申請を望むサービス利用者は、以下の書類を添付して本告示末尾に基づく意書類を作成し、サービス提供者に提出する。

(一) インボイスの写し。2部。

(二) パッキングリストの写し。2部。

ここに、サービス提供者に提出する書類には社印を押し、(署名)権限を有する者または権限を委任された者が全ての書類に署名を付す。

サービス提供者は各回ごと、及び/または許可を得た数量での輸入機械への輸入税減免を許可し、関税局に合計輸入量が許可を得た数量を超えない輸入税減免許可を文面で通知する。

6、本告示の施行前に、サービス利用者がオンライン機械追跡システムによる機械への特典利用方法についての、仏暦二五四八年一二月二七日付けの投資奨励委員会事務局告示第ポー・3/2548号に従った行動を望む場合、機械輸入期間が終わるまで、またはサービス提供者が定めた期間に基づき当該告示に基づく手続きをなすことができる。

7、本告示に基づき判定できない場合、投資奨励委員会事務局長が判定者となる。

ここに、これより以降。

仏暦二五五四年七月四日 告示

*末尾の書式(オンライン機械追跡システムによる機械への特典利用申請の合意書式)は省略

(おわり)